

【通知】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について.txt

差出人：医歯学系総務課庶務係

送信日時：2023年3月13日月曜日 16:46

宛先：医歯学系総務課庶務係

件名：【通知】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

教授・総括医長 各位

総務課 各位

医学部長

政府のマスク着用の考え方が変更となったことを受け、添付のとおり学長から通知がありましたので、お知らせします。

同通知では、マスクの着用が必要と思われる場合の例として、「医療機関を受診する時」、「重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時」が示されています。同通知の趣旨を踏まえると、医学系教職員は病院に立ち入る教職員・学生と接触する機会が多いことから、当面の間、個室を除く室内ではマスク着用のご協力をお願いします。

また、病院に勤務する臨床系の教職員は、病院からの指示に従って適切に対応をお願いします。

本件担当：庶務係 平賀

-----Original Message-----

From: 総務部総務課

Sent: Monday, March 13, 2023 8:36 AM

Subject: (機1)【通知】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

令和5年3月13日

教職員 各位

国立大学法人新潟大学長
牛木辰男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から5類感染症とする方針を決定しました。また、マスク着用の考え方の見直し等についても示され、学校については令和5年4月1日以降、マスクの着用を求めないことを基本とすることとされ、大学等においても適切に対応することとされたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の完全な収束には至っていないため、引き続き、必要に応じてマスク着用等の基本的な感染防止対策や移動後等の健康観察に心がけていただくようお願いします。

なお、本通知に伴い、令和4年3月22日付「新型コロナウイルス感染拡大防止のための移動・来訪等について（通知）」は廃止します。

<マスクの着用が必要と思われる場合の例>

○医療機関を受診する時

【通知】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について.txt

- 重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
 - 混雑した電車やバスに乗車する時
 - 持病がある場合や体調がすぐれない場合
 - 換気が不十分な室内空間や密閉空間で会話を行う場合
- 等